

仕 様 書

1 業務件名

陸上自衛隊松本駐屯地における展示即売会の設置及び経営

2 業務内容

展示即売会の設置及び経営

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊松本駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、展示即売会の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。

(3) 次の各号に該当する場合は、使用許可の取消し又は変更することがある。

ア 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。

イ 丙の自己都合等により、使用許可の継続が適当でないと認められるとき。

ウ 国において使用物件を必要とするとき。

(4) 使用許可期間が満了したとき又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

本募集要領の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

(1) 丙は、乙に展示即売会の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払わなければならない。

(2) 国有財産使用料は、乙が指定する期日までに全額を納付することとし、期日までに納金しなかった場合は延滞金が発生するものとする。

(3) 丙の自己都合等による使用許可の取消しの場合は、既に納入された使用料は返還しない。

7 光熱水料

(1) 国の施設からの使用をする場合は、事前に許可申請書を提出すること。

(2) 事業者が準備する場合は、応募時に使用目的、使用機材等及び準備方法を提示し甲の

担当職員から許可を得ること。

8 設置場所

- (1) A 厚生センター内1区画 8.8㎡（許可区画以外は使用禁止とする。）
- (2) B 厚生センター屋外東側1区画 9.1㎡（許可区画以外は使用禁止とする。）
- (3) C 12号隊舎屋外東側歩道1区画 15.0㎡（許可区画以外は使用禁止とする。）
- (4) D 12号隊舎屋外東側歩道1区画 15.0㎡（許可区画以外は使用禁止とする。）

9 業務期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間において、乙が許可した期間とし、1業者当たり連続して10日を超えず、かつ、通算で3ヶ月（90日）を超えないものとする。

10 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

11 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

12 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売会を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防について関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。
丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (3) 丙は、従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (4) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (5) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。
- (6) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

13 衛生等の保持

丙は、丙の従事者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

14 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（業務隊の長が指定する者。以下同じ。）（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに順ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

15 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

16 使用許可の取消し

(1) 自己都合による場合

丙は、自己の都合により使用許可の取消しを希望するときは、取消しを希望する日の3ヶ月前までに甲に通知し、甲及び乙の指示に従い使用許可を取消することができる。

(2) 連絡不通による場合

丙が長期間にわたり故意又は重過失により連絡が不通となり、使用許可の継続が適当でないと認められるときは、甲及び乙は催告を要することなく、使用許可を取消することができる。

17 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の許可なく変更しないこと。
ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (3) 丙は、駐屯地内への出入り及び施設への立ち入りについては、駐屯地で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは立ち入らないこと。
- (4) 丙は、業務に使用する物品が環境特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合は、その基準を満たすものであること。
- (5) 展示即売会の設置及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (6) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得後販売すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵等について、展示即売会利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

- (8) 丙は、各日、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 丙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (10) 丙は、本業務の従事者に係る書類など、甲が必要と判断し提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (11) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、担当職員に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む。）に従わなければならない。
- (12) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (13) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意又は過失により甲、乙又は展示即売会利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次回以降の公募において採用しない場合がある。
- (14) 丙は、公募説明会での遵守事項に違反した場合並びに甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合も含む。）は、次回以降の公募において採用しない場合がある。
- (15) 丙は、合併等により社名の変更があった場合は甲及び担当職員に通知するものとする。
- (16) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲又は担当職員と丙の間で協議する。

18 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日 法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開が行われた場合は、第5条第2項に該当する情報を除き開示するものとする。